

令和8年度 人口減少レジリエンス強化に向けた基礎調査業務委託  
仕様書

## 1. 業務名

令和8年度 人口減少レジリエンス強化に向けた基礎調査業務

## 2. 委託業務の目的

我が国では人口減少及び高齢化の進行により、地域における生活基盤の維持が大きな課題となっている。特に中山間地域では、人口減少に伴う公共サービスの維持困難、地域コミュニティ機能の低下、社会的孤立の増加など、様々な影響が顕在化している。群馬県内においても、過疎地域の人口は2050年までに半減するとの推計も示されており、今後数十年間で未曾有の人口減少を経験し、地域のあり方は根本的に変わる可能性が高い。

こうした中、群馬県では、「新・群馬県総合計画・ビジョン」及び「ぐんま快疎化リーディングプラン（群馬県過疎地域持続的発展方針）」に基づき、県全体で持続可能な地域社会の実現を目指している。人口減少を前提とした持続可能性を確立するためには、移住施策や地方創生施策に代表される「リソースを増大させる」アプローチに加え、住民の生活を守るために「真に必要な機能を維持・強化する」アプローチがより重要となる。具体的には、丁寧な合意形成のプロセスを経た上で、地域内における「機能の見直しと適正化」を戦略的に設計し、デジタル技術や住民互助で機能を補完しつつ、少ない人口でも成立する地域社会モデルへの移行が求められている。

本調査は、今後引き続き進行する人口減少及び少子高齢化が地域の生活基盤に及ぼすのかを明らかにするとともに、そうした状況の中でも「人口減少レジリエンス」を備えた地域づくり（人口減少に対する地域の適応戦略）に向けて、住民のQOL（生活の質）を維持・向上させるために必要な取組を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

なお、本事業における「人口減少レジリエンス」とは、以下のように定義する。

### 【人口減少レジリエンス】

人口減少に伴う生活機能の低下や社会的孤立のリスクに対し、リソースの最適配分やニーズに応じた弾力的なサービス供給、地域内外の役割分担の見直し、さらには暮らし方そのものの転換などを通じて、地域社会が柔軟に適応し、住民の生活の質と社会の持続性を維持・再構築していく能力。

本調査を通じて、将来発生し得るリスクやコストを可視化するとともに、市町村の政策検討の材料、住民との議論や合意形成の基礎となる資料を作成するものである。

## 3. 業務を委託する期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4. 業務の内容

### (1) 基礎調査

上記の目的を踏まえ、人口減少が生活基盤にもたらす影響を把握するための基礎資料を作成する。本資料は、市町村が「人口減少レジリエンス」の強化に向けたまちづくりを進める際の検討材料とするとともに、住民との意識共有を図るための資料として活用することを想定している。

資料の作成に当たっては、人口減少の進行に伴い将来発生し得るコストやリスクを可能な限り可視化し、データに基づく議論を促進することを目的とする。これにより、限られた資源の中で、どの機能を維持し、どの機能を見直し又は適正化していくべきかといった優先順位を検討するための判断材料を提供し、地域の将来像に関する議論の基盤を形成するとともに、住民との合意形成を行うための土台とすることを主眼とする。

調査の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。

#### 【対象地域】

本調査は群馬県南牧村をモデル地域とする。ただし、生活圏の広がり等を考慮し、必要に応じて近隣市町村へのヒアリングや調査等を行い、地域の実態や広域的な状況を踏まえて整理すること。

#### 【調査手法】

既存統計や行政データ等の定量分析だけでなく、地域住民の意向を直接確認する機会（ヒアリング、ワークショップ、アンケート等）を原則1回以上設け、互助機能や地域コミュニティの実態等を把握すること。

#### 【成果物の表現】

専門的な分析結果を住民提示用にわかりやすく可視化し、対話のツールとして活用可能な形式で整理すること。

#### 【推進体制】

過疎対策に係る学識経験者や専門的知見を有する者、群馬県南牧村等を構成員とし、県が設置する「人口減少レジリエンスに係る研究会（仮称、以下「研究会」）」からの助言を、県を通じて適宜反映させながら調査を進めること。

なお、具体的な調査項目については以下の項目とするが、詳細な調査方法については、受託者からの提案を踏まえて決定するものとする。業務の実施に当たっては、基礎調査結果の整理、中間成果の共有及び最終成果の取りまとめなど、段階的に成果を整理するものとし、調査の進捗状況について県と適宜協議を行いながら業務を進めることとする。

### ① 人口・空間構造の分析

群馬県南牧村の人口構造及び地域構造の現状を把握するとともに、人口減少の進行が集落構造に与える影響を整理するため、総人口、年齢別人口構成、集落別人口分布、世帯構成及び空き家の分布状況等について整理すること。また、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口等の既存データを活用しつつ、地域の実情を踏まえた将来人口推計を行い、人口構造の変化が地域社会に与える影響について整理すること。

## ② インフラ・行政サービス維持負担の分析

人口減少の進行が地域インフラや行政サービスの維持に与える影響を把握するため、道路、上下水道、公共施設等の代表的なインフラ及び行政サービスについて、維持及び更新に要する将来コストの整理を行うこと。あわせて、人口減少の進行に伴う一人当たりの維持負担や財政負担の変化を整理し、群馬県南牧村の財政状況も鑑みた上で、地域のサービス水準に与える影響を定量的に示すこと。

なお、試算結果については、住民への説明や議論にも活用できるよう、図表等を用いて分かりやすく整理すること。

## ③ 生活サービスアクセス分析

医療、福祉、交通、買い物等の生活に関連するサービスについて、事業者等へのヒアリングなどを通じて将来的な提供可能性を把握すること。また、生活サービスへのアクセス性について、距離、所要時間及び利用可能頻度等の観点から整理し、人口減少の進行に伴いサービス空白が生じる可能性の高い地域や分野を明らかにすること。

## ④ 地域コミュニティ・互助機能の分析

各地区及び集落等の地域コミュニティにおける互助機能の現状及び課題を把握するとともに、人口減少の進行が地域活動や担い手の状況に与える影響について整理すること。また、地域住民の意向を直接確認するため、住民ワークショップやアンケート等の手法を用いた調査を実施し、地域の将来に対する住民の認識や意識を把握することとする。

## ⑤ 将来シナリオの整理

上記①から④までの分析結果を踏まえ、人口減少の進行を前提とした地域の将来像について複数のシナリオを整理すること。将来シナリオについては、人口構造、生活サービスの維持状況、インフラ維持負担及び地域コミュニティの状況等の観点から整理し、それぞれの特徴や課題を明らかにすること。また、各シナリオにおいて行政及び地域住民が取り得る対応の方向性についても併せて提示することとし、住民との議論や意識共有に活用できるよう、図表等を用いて分かりやすく整理すること。

なお、シナリオの整理に当たっては、基礎調査により把握した将来の人口減少が生活基盤にもたらす影響を踏まえ、人口減少社会に適応するために行政及び地域住民が取り組むべき方向性を整理すること。また、地域の実情を踏まえ、今後取り得る具体的な施策や取組の可能性について検討するとともに、その検討内容を住民と協働して議論していくための場の設計について、可能な範囲で具体的な提案を行うことが望ましい。

## (2) 調査手法の体系化

本調査の実施過程を踏まえ、モデル地域である群馬県南牧村において実施した調査手法及び分析フレームワークを整理し、他地域でも活用可能な参照資料（手引き）として取りまとめること。これにより、同様の課題を抱える県内市町村においても活用可能な形で展開できるよう整理すること。

なお、同手引きには、「人口減少レジリエンス」の強化に向けた国内外の実践事例を広く掲載することとし、市町村が本調査実施後の出口戦略も含めてイメージしやすいよう留意すること。

## (3) 調査結果の報告

本調査の結果について、南牧村役場や南牧村議会に対して報告を行う機会を1回以上設けること。なお、報告内容・時期については、県と協議して決定することとする。

## 5. 業務計画書

(1) 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、群馬県地域創生部地域創生課まで提出するものとする。

(2) 業務計画書は、具体的な調査・分析方法及び工程計画を検討の上、下記事項を記載したものとする。なお、業務計画書には、本仕様書・企画提案書に記載した内容にとどまらず、受託者が実施する具体的な作業方法等を記載すること。

- (ア) 業務概要
- (イ) 実施方針
- (ウ) 業務実施体制
- (エ) スケジュール
- (オ) 連絡体制
- (カ) その他

(3) 業務計画書の重要な変更がある場合には、理由を明らかにした上でその都度変更後の業務計画書を提出すること。

## 6. 業務実施体制

(1) 受託者は委託業務全体の進行を管理し、本委託事業に係る受託者以外の関連事業者との連絡調整を確実に実施できる体制を整えること。また、県との業務分担領域を正しく理解した上で、円滑に業務を遂行できるよう担当者を適切に配置し、責任体制を明確にすること。

(2) 受託者は本業務の総括責任者を配置すること。

(3) 総括責任者（又は本委託事業に配置する主たる担当者）は、人口減少に関連する地域政策、まちづくり、地方財政、地域福祉等の分野に関する実務、調査事業若しくはコンサルティング事業に従事した経験を有すること。加えて、過疎地域の住民を対象としたヒアリング調査又はワークショップの企画・実施に携わった経験を有すること。

(4) 将来コストの試算、財政影響の分析等、専門的知見を要する事項については、必要に応じて専門家との連携体制を構築すること（受託者内での配置、外部専門家との連携など、構築体制の形式は問わない）。

## 7. 成果物及び提出期限

業務を完了したときは、成果物を業務完了報告書とともに、群馬県地域創生部地域創生課に提出し、検査を受けるものとする。

成果物は以下のとおりとし、最終報告書を5部提出すること。なお、成果物の著作権については群馬県地域創生部地域創生課に帰属するものとする。

(1) 本業務の進捗状況については、(2)の報告書とは別に随時、調査項目ごとに調査データ等による報告を行うものとする。

(2) 最終報告書（令和9年2月末までに提出すること）

- ① 基礎調査結果報告書（暫定版：令和8年9月末までに提出すること）
- ② 調査手法／分析フレームワークに関する報告書（手引き）
- ③ ①に関する住民説明用資料
- ③ 収集した資料の写し 一式
- ④ 上記電子データ 一式

## 8. 納品場所

群馬県地域創生部地域創生課

## 9. 業務実施に当たっての留意点

(1) 受託者は、業務全般の管理、監督及び県との連絡・調整を行う管理責任者を置くとともに、当該業務に関し十分な知識・経験を有する者をもって適切に業務を行うこと。

(2) 受託者がこの業務のために作成した資料等の著作権は群馬県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での使用を妨げないものとする。また、作成資料等において他の個人又は団体の著作に係る文献や資料等を引用する場合は、受託者において著作権者の了解等を得た上で、引用した文献等の名称を明記すること。

(3) 受託者は、この業務の実施により知り得た情報を県の許可なく他に漏らしてはならない。

(4) 調査の実施に当たっては、群馬県南牧村をはじめとする関係市町村、住民、各種サービス事業者等の関係者と十分な連携を図ること。

(5) 住民ワークショップやアンケート等を実施する際は、対象者のプライバシーに十分配慮し、個人情報取り扱いに関して適切な措置を講じること。

(6) 前各項の条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。

(7) この仕様書に明示のない事項についても、業務の性格上必要と認められる事項については、県と受託者との間で協議の上、受託者の負担で実施すること。